

# ひだかしんきん 定期性総合口座取引規定

## 1. [総合口座取引]

- (1) 次の各取引は、ひだかしんきん定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
  - ① 普通預金（無利息型）を含みます。以下、同じ。）
  - ② 自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下、これらを「定期預金」といいます。）
  - ③ 定期積金
  - ④ 前第2号の定期預金または前第3号の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独でも利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、II. 定期預金規定およびIII. 定期積金規定により取扱います。

## 2. [取扱店の範囲]

- (1) 普通預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ（ネットでの他店券入金は除く）または払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) キャッシュカードによる取引については、別に定める「ひだかしんきんキャッシュカード規定」により取扱います。
- (3) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。
- (4) 定期積金の契約および解約は当店のみで取扱います。掛金の払込みは当金庫本支店のどこの店舗でも払込みができます。

## 3. [証券類の受入れ]

- (1) 普通預金およびこの定期預金ならびに定期積金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、振出人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

## 4. [振込金の受入れ]

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受入れます。
- (2) 普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 5. [受入証券類の決済、不渡り]

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡り還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) この定期預金および定期積金に証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日または払込日とします。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落し、また、定期預金および定期積金については、この通帳の定期預金・定期積金・担保明細欄の当該記載を取消し、または定期積金副証書の当該払込み記載を取消したうえで、その証券類は当店で返却します。
- (4) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

## 6. [定期預金の自動継続]

- (1) この定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、自由金利型期日指定定期預金の場合は、通帳記載の最長預入期限に自由金利型期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) この定期預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率（当金庫所定の方法により表示する利率）とします。ただし、この定期預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続された定期預金についても前項と同様とします。

- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、自由金利型期日指定定期預金については、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

## 7. [預金の払戻し等]

- (1) 普通預金の払戻しまたはこの定期預金あるいは定期積金を解約、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（定期積金がある場合には、定期積金副証書を添えて）とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

## 8. [預金利息の支払い]

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、当金庫所定の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年9月と3月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。  
また、普通預金（無利息型）には利息をつけません。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

## 9. [当座貸越]

- (1) 普通預金については、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金および定期積金の残高の合計額の90%または200万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差違がある場合には、後記第11条第1項第2号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 10. [貸越金の担保]

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。この取引の定期預金の残高および定期積金の払込金残高には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、担保となる定期預金および定期積金の最低預入限度額は1万円以上とします。
- (2) この取引に定期預金または定期積金が数口あるときは、後記第11条第1項第1号で規定する貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、同利率のものがある場合には、預入日（継続したときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっているこの定期預金および定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外して残りの預金につき前各項と同様の方法により極度額を算定しなおし貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

## 11. [貸越金利息等]

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位100円とし、毎年9月と3月の当金庫所定の

日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

- A 自由金利型期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合その自由金利型期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- E 定期積金を貸越金の担保とする場合その定期積金ごとにその約定利率に年1.00%を加えた利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がほしい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高とも零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.60%（年365日の日割計算）とします。

## 12. [届出事項の変更、通帳の再発行等]

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金もしくは定期積金の給付契約金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合、遅延または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。

## 13. [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 14. [印鑑照合等]

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 15. [盗難通帳による払戻等]

- (1) この預金の取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻等（以下、本条において「当該払戻」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難に

あったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することが出来ないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻が行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
  - ① 当該払戻が行われたことについて当金庫が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻が預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまはこれに付随しておこなわれたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることが出来ません。また預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 16. [即時支払い]

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - ① 支払い停止又は破産、再生手続き開始の申立があったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 第11条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヵ月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がありほしい、それらを支払ってください。
  - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ③ 定期積金掛金の払込みが6ヵ月以上遅れているとき

## 17. [取引の制限等]

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当金庫に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (4) 1年を超えて取引のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 18. [解約等]

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳(定期積金がある場合には、定期積金副証書を添えて)を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書を発行します。

- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第20条第1項に違反した場合

- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると認められる場合

- ④ 預金者が口座開設申込に際し、虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ⑤ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

- ⑥ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

- ⑦ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第17条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

- ⑧ 第17条第1項から第4項に定める取引等の制限が1年以上に亘って解消されない場合

- ⑨ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- (4) 前項に基づき解約をした場合に、第19条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 19. [差引計算等]

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は、次

のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前に通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることができるものとします。

- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には、直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、この定期預金および定期積金の利率はその約定利率とします。

#### 20. [譲渡、質入れの禁止]

- (1) 普通預金、定期預金および定期積金その他この取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 21. [休眠預金等活用法に係る最終異動日等]

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。

- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。

- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等。

#### 22. [休眠預金等代替金に関する取扱い]

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。

- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。

- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

#### 23. [保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺]

- (1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、定期預金または定期積金が第10条第1項により貸越金の担保と

なっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は記名、届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
  - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
  - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 24. [通知等]

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 25. [規定の変更等]

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## II. 定期預金規定

### 1. [定期預金の支払時期等]

自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利型定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。ただし、自由金利型期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、通帳記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの任意の日を指定することができます。満期日を定める場合には、当店にその1カ月前までに通知を必要とします。

ただし、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱いします。ただし、一部の金額が解約された場合は、残りの金額について自動継続として取扱いします。
- (3) 第1項により定められた満期日から1カ月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、前項による満期日の指定がなかったものとします。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱いします。

### 2. [自由金利型期日指定定期預金の利息]

自由金利型期日指定定期預金の利息は、次により取扱いします。

- (1) 自由金利型期日指定定期預金の利息は、継続日(解約するときには解約日)に預入日から最長預入期限(解約するときには満期日)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後のこの預金の利息についても、前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後に元金とともに支払います。指定された満期日から1カ月以内に解約する場合の利息についても同様とします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

  - ① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6カ月以上1年未満 通帳記載の2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6カ月未満 通帳記載の2年以上利率×50%
  - ④ 1年6カ月以上2年未満 通帳記載の2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6カ月未満 通帳記載の2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6カ月以上3年未満 通帳記載の2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. [自由金利型定期預金(M型)の利息]

自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)の利息は、次のとおり取扱いします。

- (1) スーパー定期の利息は、付利単位を1円とし、通帳記載の期間および利率によって、1年を365日として日割で計算します。

なお、預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー複利型」といいます。)については、6カ月複利の方法により計算します。
- (2) 預入日の1年後の応当日を満期日とするこの預金の利息の支払いは、満期日にあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 預入日の2年後の応当日を満期日とするこの預金(以下「スーパー2年もの」といいます。)の利息の支払いは、預入日の1年後の応当日(以下「中間払日」といいます。)に通帳記載の中間払利率(継続後のこのスーパー2年もの中間払利率は、継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。))とします。)による中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として中間払日に、あらかじめ指定された方法により支払い、中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に、あらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - ① 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
  - ② 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にこのスーパー2年もの満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の方法により表示する利率を適用します。満期払利息は、満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計してこのスーパー2年ものに継続します。継続後のこのスーパー2年もの利息についても、同様の方法で取扱いします。
- (4) このスーパー複利型の利息は、6カ月複利の方法で計算し、満期日にあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (5) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後に元金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算します。

- (6) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。ただし、スーパー2年もの中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。また、このスーパー複利型の期限前解約利息については、6カ月複利の方法で計算します。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

① 預入期間が1年および2年のスーパー定期の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| C 1年以上2年未満  | 約定利率×70%       |

② 預入期間が3年のスーパー定期（複利型を含みます。）の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

③ 預入期間が4年のスーパー定期（複利型を含みます。）の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×80%       |
| G 3年以上4年未満    | 約定利率×90%       |

④ 預入期間が5年のスーパー定期（複利型を含みます。）の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6カ月以上1年未満   | 約定利率×30%       |
| C 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×40%       |
| D 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×50%       |
| E 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×60%       |
| F 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×70%       |
| G 3年以上4年未満    | 約定利率×80%       |
| H 4年以上5年未満    | 約定利率×90%       |

- (7) この預金における中間利息定期預金については、通帳に記載しないこととし、次により取扱うほか、この規定の他の定めを準用します。

- ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

4. [自由金利型定期預金の利息]

自由金利型定期預金（以下「大口定期」といいます。）の利息は、次のとおり取扱います。

- (1) 大口定期の利息は、付利単位を100円とし、通帳記載の期間および利率によって、1年を365日として日割計算します。
- (2) 預入日の1年後の応当日を満期日とした大口定期の利息は、満期日にあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 預入日の2年後の応当日、預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日とした大口定期の利息の支払いは、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）とします。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金し、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期

払利息」といいます。）は、満期日にあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- (4) 継続後の大口定期の利息についても、同様の方法で取扱います。
- (5) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後に元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算します。

- (6) 当金庫がやむをえないものと認めて大口定期を満期日前に解約する場合は、次のとおり取扱います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

5. [変動金利定期預金の利息]

変動金利定期預金の利息は、次のとおり取扱います。

- (1) 変動金利定期預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月後の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上の場合については自由金利型定期預金）の当金庫所定の方法により表示する利率に、変動金利定期預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方法により算定する（継続後の利率も同様とします。）ものとします。
- (2) 変動金利定期預金の利息は、付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算し、次のとおり支払います。

- ① 利息を単利の方法で計算する場合は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）および通帳記載の中間払利率（前記(1)により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）とします。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金します。また、中間払日数および通帳記載の利率（前記(1)により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の場合においても同じとし、以下これを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 利息を複利の方法で計算する場合は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（前記(1)により利率を変更したときは、変更後の約定利率。継続後の利率についても同じです。）によって6カ月複

利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- (3) 継続を停止した場合の変動金利定期預金の利息（単利の方法で計算する中間払利息を除きます。）は、満期日以後に元金とともに支払います。この場合、満期払利息額とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。なお、満期日以後の利息については、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率により計算します。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めて変動金利定期預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり支払います。ただし、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。

- ① 利息を単利の方法で計算する変動金利定期預金の期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数、または解約日まで経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日まで経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額を期限前解約利息として、元金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日とした場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6カ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c 1年以上2年未満  | 約定利率×70%       |

B 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

- ② 利息を複利の方法で計算する変動金利定期預金の期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 6カ月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6カ月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50%       |
| d 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70%       |
| f 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

以上

### III. 定期積金規定

#### 1. [定期積金の取扱い]

この定期積金には、この通帳に記載するほか、定期積金副証書を発行します。毎月の掛金は、この定期積金副証書記載の払込日に掛金を払込みください。なお、払込みの際には、必ずこの定期積金副証書をお差出ください。

#### 2. [定期積金の支払時期]

- (1) この定期積金は、満期日に給付契約金を当金庫所定の払戻請求書なしで自動支払いし、普通預金へ入金します。
- (2) 普通預金へ入金したうちは、定期積金副証書は無効とします。

#### 3. [定期積金の払込みの延滞]

この定期積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または定期積金副証書記載の利回り（1年を365日とする日割計算）による延滞利息をいただきます。

#### 4. [定期積金の先払割引金の計算]

- (1) この定期積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を定期積金副証書記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日

数が30日以上のものに限りです。

- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 5. [定期積金給付補填金等の計算]

- (1) この定期積金の給付補填金は、定期積金副証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

- (2) 約定どおり払込みが行なわれなかったときは、次により利息相当額を計算します。

- ① この定期積金の契約期間中に定期積金副証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともに支払います。

- ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともに支払います。

- ③ 前号①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの

解約日における普通預金の利率

B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの

約定年利回×60%（小数点第3位以下を切捨て、この計算による利率が解約日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。）

- ④ 前号①において、解約日が満期日の翌日以後の場合、掛金相当額に満期日から解約日の前日までの期間について解約日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率をもって計算した利息を支払います。

- ⑤ この計算の単位は1円とします。

以上

改正 R2.4.1